

中小企業政策審議会  
小規模企業基本政策小委員会  
第7回議事録

中小企業庁経営支援部小規模企業政策室

中小企業政策審議会  
第7回小規模企業基本政策小委員会  
議事次第

日 時：平成26年1月31日（金）13:00～15:09

場 所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

議事

1. 開会
2. 副大臣・大臣政務官挨拶
3. 小規模企業基本政策小委員会報告書案
4. 討議
5. 今後の進め方
6. 閉会

○矢島部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」の第7回会合を始めたいと存じます。

本日は、御多忙のところ御参集いただき、大変ありがとうございます。本日は、松島副大臣、磯崎大臣政務官に御出席いただいております。松島副大臣は、公務のため、途中で退席をいたします。

始めに、松島副大臣より御挨拶いたします。お願い申し上げます。

○松島副大臣 皆さん、こんにちは。

今日は、この小委員会もついに7回目を迎えました。9月から頻度高く皆様にお越しいただきまして、本当に有益な議論をしていただきました。この小委員会では本当に活発な議論がなされてきたと思っております。

私の選挙区は、再三申し上げましたように、下町の小規模事業者の多い町、墨田区と荒川区なのですけれども、年末年始、特に新年会で、いろいろなところで地元の方たちに会うときに2つのお話をしております。小規模事業者の振興の基本法をつくるということ。そして、会社のオーナーが会社の経営と個人の生活を分けている場合には、個人保証無しで貸すようなルールを2月から実施するのだということを申しますと、この個人保証のくだりでは場がしんとして聞き入ってくれるという状況でございます。そんなルールは嫌だと言う金融機関がもしあったら、私ども中小企業庁が金融庁に働きかけて是正をしまいたいと思っております。

今日は、既に始まっている国会でいよいよ作ります法律、小規模企業振興基本法、地域経済を支えている個人事業者を含めた小規模事業者の方々に光を当てる法律及びそれを具体化するために、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正をするということについて、もう最終盤にかかっているのですが、この中にこれまで皆様方に考えてきていただいた話を取り込むことについて、御提示させていただきたいと思っております。

そうした中で、これまでの中小企業政策というのは成長発展ばかり言っておりましたけれども、会社によっては、伸びていこうというところもあれば、現状維持でいいのだとか、あるいは自分の子どもはもう引き継がないから、きれいに撤退すればいいのだとか、いろいろなタイプが小規模事業者にはあると思います。そういったことも含めて、施策の体系の中に入れていきたいと思っております。そして、これは国として中長期的に一貫した施策を講ずることが事業者にとっても重要だと思いますので、これに基づいて5年程度の基本計画を策定するといったことになっ

てまいります。

皆様、今日は最終回でございますけれども、引き続き熱心な、本当に積極的に御意見を出していただきたいと思います。今日はありがとうございます。

○矢島部長 ありがとうございます。

続きまして、磯崎大臣政務官より御挨拶いたします。

○磯崎大臣政務官 皆様、今日もお疲れさまでございます。今、副大臣からお話がありましたように、本日は7回目で、取りまとめということでございます。これまでもいろいろ御意見を賜りましたけれども、今日もぜひともいろいろな御意見を賜ればと思っております。

御存じのように、国会も1月24日に開会されまして、今日は衆議院で予算委員会が始まっておりますけれども、1月24日冒頭、安倍首相から施政方針演説がなされました。この中で、可能性という言葉が非常に多用されていたなと思っております。日本の中で眠るありとあらゆる可能性を開花させていく、これが安倍内閣の新しい国づくりだという話がありました。女性しかり、若者しかりということで、いろいろな可能性について言及されておりました。

その中で、地方の可能性、地方を活性化していく、これも安倍内閣の非常に大きな課題だという話をされておりました。農林水産業しかりでございますし、また中小企業・小規模事業者を応援していくということも、その中で発言されておりました。小規模事業者は、可能性を秘めているものの、非常に厳しい状況にあるのも事実でございますので、そこをどう対応していくかというのは、今まさに御議論していただいているところだろうと思っております。地方の活性化のために中小企業・小規模事業者は、非常に重要な役割を果たすところでございますので、そういう観点からも、今日、最後の御議論をぜひともお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○矢島部長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料でございます。配付資料一覧にございます資料1から5まででございます。不足がございましたら、お申しつけいただければと思います。

また、本日の出席者はお手元の座席表のとおりでございます。

それでは、以降の進行につきましては石澤委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○石澤委員長 委員の皆様、本日は大変御苦勞さまでございます。本日は、いよいよ

よ最後の委員会の開催となりました。今まで6回にわたりまして御議論をいただきました。今、国会が始まっておりますが、我々の願いであります小規模企業振興基本法の制定に向けて御審議いただくための中小企業政策審議会へ提出する、この委員会の報告書の最終とりまとめを本日議論いただくことにいたしております。よろしく願いいたします。

それでは、まず報告書（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○桜町室長 報告書（案）について御説明させていただければと思います。前回御出席の委員の方々におかれましては、若干重複するところがあるかもしれませんが、今回、最終回でございますので、報告書（案）の全体像を改めまして御説明させていただければと思います。資料3-1がお手元にあるかと思います。横長のA3の紙をお手元に置いて御覧いただきながら、お耳を貸していただければと存じます。

まず、左上のほうでございますけれども、小規模事業者をとりまく環境は激変しているということでございます。人口が減り、高齢化が進み、海外との競争が激化している状況の中で、他方でITが進展することによって小規模事業者の方にとって新たなチャンスも生まれてきている。こういう形で大きな変化が生じているということでございます。小規模事業者におかれましては、財・サービスが限定されている、あるいは商圏が狭いというのが大きな特徴でございますので、経済社会のこういった構造的な変化の影響を受けやすいという状況の中で、事業者数も減少、あるいは売り上げも減少、経営層の高齢化も進んでいるという状況でございます。

また、その下の枠でございますけれども、他方でアベノミクスがうまくいき始めている状況の中で、この景気の好循環を津々浦々まで浸透させるということも大変重要でございます。小規模事業者の方が迅速にこうした構造的な変化に対応してビジネスモデルを変革していくことが不可欠であるわけでございます。こういう観点から、小規模事業者の意義、特徴、課題を分析して、小規模事業者を中心に据えた政策体系を構築することが必要ではないかということでございます。

小規模事業者は334万者いらっしゃいますので、ある程度類型化をしながら課題を整理して政策の方向性をつくっていかないといけないということで、左下のほうでございますけれども、類型化の試みも当審議会でもさせていただきました。

1つは、ライフサイクル的なものの見方でございます。起業・創業から始まって、事業の実施段階は、地域での持続的な経営をするタイプと成長志向型の活動をするタイプ、大きく分ければこの2つと存じます。それから、事業承継をし、場合によ

っては廃業し、場合によっては第2創業のような形で、もう一度起業・創業につながっていくという一つのライフサイクル的な循環が見られるわけでありまして、こういうライフサイクルの観点で小規模事業者の課題を捉え直そうというのが1つでございます。

もう一つは、②で、小規模事業者の組織体制はまさにさまざまでありまして、特に個人事業者を始めとした1総務部門あるいは営業部門が独立していないような事業者。従業員で言えば、おおむね5人以下の企業というのが多かろうと思えます。これを小企業者という形で定義づけをさせていただきたいと思えますが、こういった部分に光を当てて政策を届けることに重点を置くことも必要でございます。

それから、右のほうに小規模事業者の意義、特徴、課題というものを整理させていただきました。3つございます。

1つ目の意義・役割といたしましては、国内外の新たな需要の開拓をしていくということでございます。小規模事業者は、価格競争力が弱い、あるいはそのリスクの許容力も弱い。情報の格差によって不利があるといった特徴がございまして、そういう中から需要の変化・減少に対応する売上の維持・拡大をいかに図っていくかという課題が生じてきているわけでございます。

2番目といたしましては、創業等を通じた個人の能力を発揮していただくという意義・役割が重要でございます。経営者も高齢化し、あるいは後継者も不足しているということで、人材のマッチングもなかなか困難な状況が多いという特徴がございまして、課題といたしましても、経営者の高齢化、雇用者数の減少といったものに伴う廃業が増加する、あるいは開業が停滞する。こういったものにどう対処していくのかということがあるわけでございます。

3つ目といたしましては、小規模事業者は地域経済への貢献をしているという大変大きな役割があるわけでございます。商圏が狭いという特徴がございまして、そのために、地域の環境変化に対して脆弱であるという特徴があるわけでありまして、地域全体の活力の低下に対応して、この地域経済をいかに活性化していくかといったことをしっかりやっていくことが大事ではないか。こういう課題があるわけでございます。

こういった3つの意義、役割、特徴、課題を考えますと、小規模事業者にとっては「成長発展」をするということのみならず、事業をしっかり持続的な発展をしていくということをお原則としたような政策体系が必要となってくるのではないかと

いう方向性が見えてくるわけでございます。

この方向性につきまして、もう少し具体的に見てまいりますのが真ん中の箱でございます。小規模事業者と、それを支援する支援機関あるいは国・地方公共団体、それぞれに分けて方向性を整理させていただいております。

小規模事業者にとっては3つございます。

1つは、顔の見える信頼関係をより積極的に活用してビジネスモデルを再構築していくということでございます。小規模事業者の強みとか弱みをしっかり認識して、ニッチな需要を掘り起こしていくことが大事でございます。

2つ目といたしましては、多様な人材・新たな人材を活用して事業の展開・創出を図っていく。特に、この中で女性とか若者あるいはシニアといった方々も活用しながら、創業、事業承継あるいは事業終了の円滑化といったものをしっかりやっていくということでございます。

3番目に、地域のブランド化・にぎわいの創出を果たしていくということでございまして、クリティカル・マスを超える注目度の創出・演出も図っていくということでございます。地域全体の活性化に資するような事業をしっかりと促進していくことによって、こういったことが達成できるのではないかと整理でございます。

それから、支援機関につきましては、小規模事業者の課題をまず自らの課題と捉えることが大変大事でございまして、自らの課題と捉えた上で、きめ細かな支援あるいは高度な支援をしていくということが非常に重要でございます。支援機関自身もミッションを明確化していくとともに、支援機関がスタンドアロンで1人でやるということだけではなく、支援機関の間で連携しながら小さな企業に支援を届けていくことが大事でございます。

それから、国・地方公共団体につきましても、小規模企業の方の事業体の小ささに着目して、着実に円滑な事業運営の支援をしていくことが非常に重要でございます。そういう観点での施策の展開・普及を図っていくということでございます。

もう一つは、334万者、極めて多数いらっしゃるわけでございまして、この多数の主体へ有効な支援策をしっかりとお届けして実施していくことが大事でございます。このために各省連携も重要でございますし、国・地方公共団体の連携、あるいは情報提供していくツール、ITも含めまして、これを整備していく、あるいは施策を使いやすくするために、申請書の書類の簡素化を図っていくといったことも重要なわけでございます。

こういう小規模事業者、支援機関、国・地方公共団体、それぞれの方向性を踏まえまして、この審議会は小規模事業者の振興のための基本法を検討するというミッションがあるわけですので、基本法はどうあるべきかというのを最後に右下に整理させていただいているわけですので。

今後数十年の我が国経済社会情勢の変化に対応する。小規模企業のとるべき方向性を示して、施策の体系を示すための小規模企業振興基本法を策定すべきではないかということでございます。その具体的な中身といたしましては、1つは小規模企業を振興するための基本原則をしっかりと定めるということでございます。中小企業基本法にございます基本理念であります成長発展ということのみならず、技術・ノウハウの向上、安定的な雇用の維持といったものも含みます事業の持続的な発展を図るべきではないか。それから、先ほど申し上げました従業員5人以下の小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援するといったことを位置づけるべきではないか。

もう一つは、基本計画の策定でございます。中長期的に一貫した政策を講ずる。事業者にとっても予見性を担保することは大変重要でございますので、5年程度の基本計画を策定して国会にも御報告申し上げます。計画をつくるだけでなく、その実施状況について毎年レビューを実施することも大事でございます。以上が小規模企業振興基本法のポイントでございます。

それから、その基本法の原則に従って、小規模企業の方のビジネスモデルの見直し、あるいは地域の支援体制といった整備を具体的に進めていかないといけないということで、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」をあわせて改正すべきではないか。このようなことが今、お手元でございます資料3-2の報告書の中に盛り込まれている状況でございます。

この資料3-2の報告書自身につきましても、幾つかポイントになるところを御指摘申し上げたいと思います。特に、前回いただいた御指摘もでございますので、その辺を幾つか御説明申し上げたいと思っております。

まず、4ページを御覧いただければと存じます。今日御欠席でいらっしゃるけれども、これは前回、松島茂委員から、地域の疲弊、地域の今後についての危機感を、この小規模事業者の振興と絡めてしっかり書くべきじゃないかという御指摘をいただいたものを踏まえたものでございます。上の段落の真ん中ぐらいを御覧いただければと思いますが、我が国中小企業の数約の9割、雇用の約3割を占め、



雇用やイノベーションの源泉でもある小規模事業者が社会に応じて変化していかなければ、各地で進行する需要の減少、企業数・就業人口の減少、地域経済の疲弊に歯止めをかけることができないのではないかと懸念される。

このため、官民一体となって、小規模事業者が構造的変化の中で前向きな一步を踏み出して活躍できる環境を整備していくことが必要だというメッセージを追加させていただきます。

それから、前回、各国における中小企業政策、小規模企業政策の事例を御紹介させていただきました。その中で見えてまいりましたのは、米・EU各国におきましても、規模の小さい企業に着目した政策体系への転換が見られているということでございまして、その下の段落の一番最後のところ、我が国においても、小規模事業者に対して中小企業施策を適用する施策体系のみならず、小規模事業者の意義、固有の課題を正面から分析し、これに応じて、小規模事業者を中心に据えたよりきめ細かな政策体系を構築する必要があるということを記載させていただきます。

それから、幾つも御指摘いただいております。主なものだけ御紹介させていただきますと思いますが、49ページを御覧いただければと存じます。国の施策は、事業者の目線に立っているのだろうか。事業者の目線に立って展開していくことが非常に重要だという御指摘を堤委員、高原委員の代理で御出席の上田代理からいただきました。事業者の目線に立ってというのが3つ目のポツの真ん中でございましてけれども、経済社会情勢の変化や小規模事業者の課題が多様化・高度化していることを踏まえ、記帳や税務、資金調達などの基本的な支援のみならず、自らの強みである「伴走型」支援の特色を活かして事業者の目線に立ちつつ、専門性を持つ他の支援機関、大企業・中規模企業等々を活用して、小規模事業者を支援することが求められるということを記載してございます。

それから、前回、御議論をさせていただいた各省連携というものがございました。これが32ページ目でございます。総務省、厚生労働省、農水省、観光庁の各省庁からも施策を御紹介いただいて、小規模事業者の振興においても、このような各省で連携しながら施策をしっかりとやっていくことが大変重要ではないかと感じた次第でございまして、こういった各省庁の施策を御紹介させていただきながら、33ページ目の真ん中でございましてけれども、地域に根ざした小規模事業者の事業環境

の整備を進めるには、政府内での省庁間連携を強化するとともに、各地の中小企業支援機関や各省の関係機関にも施策を周知して、理解の浸透と連携の強化を図っていくことが重要」だと整理させていただいてございます。

もう一つ、30ページ、31ページ目でございますけれども、これまで行ってまいりました小規模事業者に対する施策のレビューも、前回簡単にさせていただいております。施策のレビューと現在の施策ですね。基本法や一般の法律のみならず、それに基づく施策も大変重要でございます。その施策について、30ページ、31ページ目に整理させていただいてございます。

あと、53ページ目に基本法の中での基本的施策の内容を記載させていただいているところでございますけれども、これは前回、石澤委員長のほうからも、ヒト、モノ、カネ、技術、さまざまあるということを御指摘いただいて、そういった御指摘も踏まえましてもう少し具体的に整理させていただいてございます。

以上が御指摘を踏まえた変更点の主なものでございまして、これに加えて、報告書でございますので、冒頭と最後のところに「はじめに」と「おわりに」ということで、メッセージを付させていただいてございます。

まず、2ページ目の「はじめに」でございますけれども、前回の国会で小規模企業活性化法というものが成立し、それに引き続き、大臣のほうから中小企業政策審議会に対して、もう一段の政策を推進すべく、小規模企業の振興を図るための政策のあり方について意見を求めるという諮問が出されたわけでございます。こういった経緯を踏まえて、今回、中小企業政策審議会のもとに当小委員会が設置されたという経緯的なものとともに、今後数十年の中長期を展望した小規模事業者政策の理念、施策の方向性について議論していただいて取りまとめたというメッセージ。

それから、最後のページの「おわりに」でございます。現在の我が国は、人口構造の変化、国際化、情報化といった経済社会情勢の変化に直面しているという中で、需要の多様化及び減少、雇用形態及び就業形態の多様化、地域の産業構造の変化、このような形でさまざま変動しているわけでございます。そういう中で、国内外の需要を開拓する、あるいは個人の能力の発揮の場を与える。地域経済の活性化に寄与するといった3つの大きな役割を小規模事業者が期待されているわけでございます。

こういった小規模事業者の振興につきましては、2番目の段落でございますけれども、1つ大事なものは、国による支援策だけでは達成し得ないのではないかと。小規

模事業者の方は、規模の大きな企業と比べましても、特定の顧客や取引先、従業員などとの顔の見える関係に依存する部分が多い。それから、地域のコミュニティとの結びつきも強いという特徴を持っておられるわけでございます、こういったことをあわせ考えますと、国のみならず、地方公共団体、支援機関、地域住民に至るまで、様々な主体が我が国の将来における小規模事業者のあり方について、基本的な考え方を共有して、それぞれの立場で小規模事業者の振興に寄与することが重要ではないかということを書かせていただいております。

最後のパラグラフでございますけれども、今後は、この報告書で示された方針に従って、小規模事業者政策の中長期的な指針となる基本法を制定することが期待されますけれども、基本法の制定自体は到達点ではない。むしろ、多様な関係者の今後の具体的な行動を引き出すための第一歩に過ぎないのではないかと。基本法に定められる基本原則あるいは基本計画に基づいて、国、地方公共団体、支援機関、小規模事業者、地域住民といった主体が何をなすべきか、それぞれ御検討いただいて、小規模事業者が活躍する我が国の将来に向けての新しい行動を開始することを期待するといったことを結びに書かせていただいております。

少し長くなりましたけれども、以上が今、御提示させていただいております報告書（案）の最終的なもののポイントでございます。私からは以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから討議に入ります。ただいまの報告書（案）の内容について、御質問あるいは御意見があります方は、ネームプレートをお立ていただきたいと思います。なお、本日は、報告書（案）の審議が終わりましてから、これまでの審議全体を通しての発言をいただく機会を設けておりますので、まずは報告書（案）の内容や書きぶりに関する御意見や御質問があれば、それからお願いいたしたいと思っております。どうぞ、どなたでも。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。毎回出席できなくて、これでたしか3回目でございます。お許しいただきたいと思っております。今、報告書の概要について事務局のほうから御説明いただき、私どもの意見をしっかり踏まえた筋・骨の太い報告書（案）をつくっていただいたこと、委員の1人として心から御礼申し上げる次第であります。

とりわけ、最初のほうにあったかと思うのですが、私ども都道府県、市町

村の立場からしますと、小規模企業の類型化の中で言えば、地域の持続的経営をやっている小規模企業というのが、まさに目の前にあり、現実の小規模企業のほとんどの姿であると認識を持っているところをごさいますて、そういった小規模企業がなくなる、あるいはなくならないまでも十分な活動が行われない状況にあるということは、とりもなおさず地域自身が崩壊してしまうという危機感を強く持っておりましたので、そういったことについても明記していただいたこと、心から感謝申し上げます次第であります。

そして、そういった地域密着型の小規模企業、クリーニング屋さん、小売店、お土産物屋さんなどのサービス業、観光業関係など、我々が身近に見るいろいろな企業であります。そういった小規模企業を支援していくためには、中小企業政策、小規模企業政策だけではなくて、まずは面的な施策が必要かなと思うわけでありませう。面的なというのはどういう意味かと言え、私ども北海道の場合では1次産業が盛んでございます。それも漁師町と農村では違うわけでありませうが、1次産業、それも地域固有の1次産業あるいは観光業など、他産業との連携・融合化という言葉がよく使われますが、そういったところの目配りも重要である。

また、地域には典型的な支援機関である商工会・商工会議所などもあるわけでありませうけれども、そのほかにも観光協会もあるし、漁組もあるし、農業協同組合もある、そして役場もある。そういったところが一体となつて、面的にその地域で事業展開をしている小規模企業の方々の施策をやっていただく必要があるのではないかと申す次第であります。

そのことから必然的に出てくるわけでありませうが、報告書の中でも記載していただいておりますとおり、中央の霞が関においても、中小企業庁、経済産業省だけではなくて、他省庁との横断的な政策の取り組みが不可欠であります。先ほどの流れで言え、北海道の場合には農業政策との関係が強いわけでありませう。あと、例え、福祉政策あるいは環境政策、その他の総務省さんなどのやっておられる地域政策など、そういったことを省庁の垣根を乗り越えて横断的に連携をとっていただくことが重要でありますし、またそういったさまざまな中央省庁の政策ツールを地域で一元的に取り組んでいくのは、私ども都道府県、地方公共団体をごさいますて、改めてこの報告書を拝見した中で、我々、地方行政の役割の認識を深めさせていただいたところをごさいます。

1つだけ済みませう。「あまちゃん」というドラマがございました。これは、私

どもの隣の隣の隣の岩手県が舞台でございますが、岩手県知事とよく話すのですが、「あまちゃん」の主人公はまずウニをとるわけです。これは漁業です。それをウニ丼にする。これは食品加工業であります。そして、それを自ら小さい電車の中で売る。これは販売業、小売業でありまして、それを使って観光のPRもやる、観光業でもある。これを1人でやっているすごさがあるわけでありまして、こういった「あまちゃん」の世界を地域全体で展開するというのが、今、私が申しました地域全体で環境整備を行っていく面的な支援の必要性の一つの典型的な例として位置づけられるのかなと思っております。

ありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○西村委員 日本商工会議所中小企業委員長で大阪商工会議所副会頭の西村でございます。今回が最終回ということで、石澤委員長におかれましては、本小委員会の中で出された多様な意見を取りまとめていただきまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私からは、今後、本報告書（案）に基づき策定・改正される法律が、施行された後の対応について、2点ほど申し述べたいと思います。

まず1点目は、52ページの（2）の中に「国の責務」として盛り込まれております、「地方公共団体との連携」についてでございます。先ほど高橋委員からもそのことについて少し触れられておりましたが、私どもはこの報告書（案）につきまして、商工会議所を小規模事業者支援の「中核」と位置づけていただき、大変心強く思っております。本報告書（案）にお示しいただいた小規模事業者支援の方針にのっとり、全国の商工会議所に経営指導員は3,500名、それを含めた職員は1万名おり、また、商工会議所の議員は4万3,000名強おりますので、これらが一丸となって、会員126万人のみならず、全国の小規模事業者334万社に対して光を当てるべく、努力していききたいと強く思っております。

一方で、前回にも申し上げましたが、小規模事業者支援事業は現在、都道府県の事業として実施されておまして、支援のリソースに限りがある中で、国として新たに盛り込まれる方針や事業と、現在、都道府県の事業として実施しておられます小規模事業者支援事業との間で、さまざまな調整が必要かと存じます。ついては、法律の施行後、「国と地方公共団体との連携」が具体的な形で実現されるよう、国及び都道府県における小規模事業者支援施策の優先順位づけや、小規模事業予算の

十分な確保をはじめとする体制強化などにつきまして、都道府県としっかり調整していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

2点目は、53ページの「(4) 振興のための国の基本的施策」でございます。この中の「C. 地域経済の活性化に資する事業の促進」についてでございますが、小規模事業者支援における面的支援の重要性につきましては、何度も申し上げてきましたけれども、今般、「地域経済の活性化」が、小規模事業者の振興のための基本的施策として盛り込まれましたことは大変画期的でございます。私どももうれしく思っている次第でございます。商工会議所といたしましては、基本的施策のA及びBに書かれている「個社支援」に加えまして、「地域経済の活性化」といった「面的支援」につきましても、連携の「中核」として、他の支援機関の御協力をいただきながら、これまで以上に尽力をしてみたいと存じます。

私の発言は以上でございます。どうもありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、ございませんか。どうぞ。

○鶴田委員 中央会の鶴田でございます。いつもお世話になっております。

報告書(案)の資料3-2の49ページ、支援機関の対応策の方向性、(4)の最後から2番目の黒丸についてでございます。「また、地域の小規模事業者が他の事業者との連携・組織化を進める上で、組合が果たす役割は引き続き大きく、中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会は小規模事業者の課題に応じた多様な組合活動を支援していくことが求められる」とあります。この報告書を踏まえて、私ども全国中央会では、小規模事業者の組合活動支援を来年度の重点事業としていくこととさせていただいております。前回の会議で紹介していただいた北海道のエゾシカ食肉事業協同組合や芦別木質バイオマス開発協同組合などのような、地域の需要と課題に対応した事業体の組成をさらに推進していきます。

それに加えまして、地域で進められる共同プロジェクトと、そこから生まれる事業体の支援、いわば事業化と組織化を表裏一体として相乗的に支援してみたいと思います。一例を申し上げますと、長崎県中央会では、長崎県食の総合産業化プロジェクトの一貫として、小規模事業者協業化促進支援事業を実施しており、小規模の食品製造業者による施設の統合や協業化に取り組む新たなグループを支援しています。支援対象となる小規模事業者の中には、企業組合とか事業協同組合、商

店街振興組合などの中小の企業組合が含まれていると理解しておりますので、このような取り組みを中央会としてさらに幅広く推進してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○石澤委員長 鶴田委員、ありがとうございました。

ほかにご覧いませんか。それでは、後ほど全体的な御意見をいただくこととしておりますので、今日は最後でございますし、できれば全委員からそれぞれの立場で御発言いただきたいと思いますと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、御意見をありがとうございました。報告書につきましては、本日いただいた御意見などを踏まえまして修正いたしまして、パブリックコメントにかけた上で、2月下旬に開催を予定いたしております中小企業政策審議会に報告して審議をいただく予定にいたしております。パブリックコメントにかける案と中小企業政策審議会に報告する案につきましては、委員長に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石澤委員長 ありがとうございました。

続きまして、今後の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

○桜町室長 資料4を御覧いただければと存じます。「想定される今後のスケジュール」を書かせていただきました1枚の縦長の紙でございます。

本日、この小委員会で報告書をおまとめいただいて、2月中に、先ほど申し上げましたとおり、大臣からの諮問はもともと中小企業政策審議会の本審議会に対してされておりますので、本審議会に今回のこの小委員会の報告書をお諮り申し上げたいと思っております。ここで御審議していただいて、大臣に対して答申をしていただくということで進めていきたいと考えてございます。

それから、この答申を踏まえまして、できますれば3月上旬に小規模企業振興基本法案を、閣議決定して国会に御提出させていただきたいと考えてございますし、その後、3月以降、国会でも御審議賜ればと考えてございます。

こういった流れと、もう一つの流れといたしまして、“ちいさな企業”成長本部の地方会合をずっとやってまいりました。これを2月から5月末にかけても14カ所程度開催してまいりたいと考えてございます。そして、6月ごろに“ちいさな企業”成長本部の本部会合を開催いたしまして、地域会合の開催結果の取りまとめを

していくことを予定をしております。

こういった小規模企業振興基本法案の流れと、“ちいさな企業”成長本部の流れと、2つの流れがございまして、6月に書いてございますけれども、成長戦略の改訂を予定しているところでございます。これは政府全体の取り組みとしてやっているところでございますけれども、今回の成長戦略の改訂の一つの大きなテーマが、地方の活性化あるいは中小企業・小規模事業者の活性化ということでございまして、今、申し上げた2つの流れをここに流し込んでいくことになっていくのではないかと考えてございます。

それから、小規模企業振興基本法案自身につきましては、もう少しその先を申し上げますと、3月以降の御審議の中で仮に法案が成立になりますれば、基本計画をつくっていかねばいけないということでございまして、このときにもう一度、中政審にお諮り申し上げることになるかと思存します。そして、9月以降、基本計画の閣議決定を目指していくことになるかと思存します。

もう一つは、この基本法案の中に盛り込まれていくであろう、いわゆる小規模企業白書と言われるものがございまして、基本計画をしっかりと毎年レビューしていくためには、大変大事なプロセスでございまして、小規模企業白書を国会へ27年版として御報告申し上げるといったことを、来年度の末に向けてしっかりやっていくことになるかと思存します。中政審に基本計画の検討をお諮り申し上げますことになりましたら、恐らくこの小委員会でもまた御審議いただくことになるかと思存しますので、委員の皆様方にもそのときにはまたお声がけをさせていただきながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○石澤委員長 ただいま、今後のスケジュールについて御説明がございました。今、お話のありましたように、この小委員会、これで解散というわけじゃありませんので、中政審において基本計画等の検討に入ります。したがって、必要に応じて皆様の御意見を聞く会も開催できるものだと思存しておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、今後の進め方、皆さんの御意見があれば、この機会にお聞かせいただきたいと思存します。どうぞ、川田委員。

○川田委員 福井商工会議所の会頭をしております川田でございます。

今後の進め方ということの中で、1つは、支援機関につきまして今までいろいろ



と論議されて、いろいろな意見が出てまとめていただきましたけれども、私ども商工会議所で、ここ1年間ほどで約210件の小規模企業から補助金申請の相談を受けております。210件の中には、税理士さんとか弁護士さんとか金融機関から、そんな細かいところまで対応できない、商工会議所へ行ってくださいということで回ってきた企業もございます。その中でいろいろと相談に乗りながら、120件ぐらい補助金申請の具体的な支援として書類をつくってほしいとのお願いがありまして、その中で75件ほどが申請に至っているという実態でございます。

我々は今、12名の経営指導員で対応しておりまして、非常にオーバーワークでございます。いわゆる小規模企業でございますので、そのオーナーが直接相談に来るのですが、非常に細かい相談内容でございますし、初めは販路開拓、販売促進の支援をしてほしいということで、ずっと相談に乗りますと、結局は金融のほうの支援をしないといけないことになったりと、非常に細かい対応をしなければならないような現状でございます。我々としても一生懸命対応しなければいけないと思っておりますが、マンパワーも含めて非常に厳しいということでございます。

このマンパワーにつきましては、今、県から補助をいただいて経営指導員の設置をしておりますけれども、県のほうにもう少しふやしてほしいと申し上げております。しかし、県のほうもなかなか財政が厳しくて応じられないということもありますし、我々、商工会議所の一般会計から、こちらのほうに予算を一部回して対応しているということでございます。

このとりまとめの内容で、支援機関として税理士とか弁護士とか金融機関とかNPOとか、ずっと並べておりますけれども、実態として、現実には相談の中身が非常に細かくて、税理士さんも自分の仕事を置いておいて、これにかかるわけにもいかない。あるいは弁護士さんも同じでございますし、金融機関に至っては、そんな細かいところまで対応できないということで、おのずと商工会議所とか商工会で最終的には対応しなければいけないことになるのではないかと気がしています。

先ほどの説明で、今後の支援体制の整備を進めるという中で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律を改正することになっておりますが、どのような内容かわかりませんが、我々商工会議所としては積極的に対応してまいりたいと思っておりますが、そういう対応できる体制をこの法律の中でどういう形で具現化していただくのかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ちょっと余談でございますが、小規模企業を取り巻く社会構造の変化という中で、ほとんど議論されておられません。実態として、今、大企業のコンビニとかスーパーの地方への進出が物すごく多うございまして、福井もコンビニだけで327軒、ここ5年ほどで急激にふえております。それから、スーパー類が195軒、これも5年間で15%ほどふえております。コンビニもこれだけふえると、コンビニ同士の競争で経営が成り立たないのではないかと、我々、心配しておりますが、小規模企業がそういう競争の中で、非常に限られた財とかサービス、あるいは商圈が狭い中で大企業の進出が非常に著しい。政策を取りまとめていただきまして非常に心強いのですけれども、実態はなかなか厳しいという状況はぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○石澤委員長 川田さん、ありがとうございました。

ほかにどなたかございませんか。三神委員、どうぞ。

○三神委員 今の川田委員からの御指摘にも少し関連するかと思うのですが、37ページ目、支援機関の間の役割分担についてで、支援の専門家というところ、いわゆる損益計算書で言うところのコストセンター周りの専門家は、本当にフルラインナップという形で大変充実しているのですけれども、プロフィットセンター、販路開拓の機能が不足しているように感じます。他国に見られる例では業界別展示会やターゲットごとに細分化したサービスが提供されており、直近まで民間企業で該当部署にいた方を引き抜いてくるという、かなりカスタムメイド的な専門部隊があります。例えば海外進出支援といっても、事前に会うべき対象分野のフーズ・フー・リストをつくって用意するといった水準になります。

本日は細かいことまでお話できないのですが、コストセンターと財務周りの支援者は、すでにあるのですね。ただ、売り上げにどう貢献するか、あるいはその一歩手前における利益率アップ、根本的なビジネスモデルの変革といった経営コンサルティング、あるいはより地をほうような作業になるかとも思われますが、この領域が組織体制としても、人員についても手薄になりがちと感じております。

「多様な担い手」という論点については、この会でも以前にお話させていただいたのですが、女性とシニア層というのはよく出てくるのですけれども、「シニア」の定義がどのあたりなのか、個人的には疑問に思っております。

年金収入が前提になっている人 つまり、完全にリタイアされた方なのか、それと

も、これからふえてくるであろう早期希望退職で手を挙げられた 50 代前半ぐらいの方で、割増退職金だけではその後の残った寿命を全部全うできないという不安を抱えていて、何らかの形でビジネスにカムバックしないといけない。ただ、例えば転職が難しいくらいの方を引き抜いて、こういったビジネスサイドの支援もやっていただく。それも公的などところで丸抱えというのではない、何かしらのビジネスモデルをつくっていくといった領域が、大枠としては大変方向は正しいと思うのですが、具体的な像が見えてくると心強いかなという気がしております。

また、実は先週釧路に行っておりましたので、北海道の話が冒頭で出ました点に加えさせていただきます。釧路市は生活保護が人口比で非常に多いのですが、原因は、加工する産業がもともとない 1 次産業依存、もしくは炭鉱という、鉱物資源や生物資源といった資源を採取して原材料として供給するとに依拠してきたところでは、パルプを供給する製紙業も同様で、こうした産業が縮小すると、一気に何千人単位という失業者が出てしまう。富士市なども同じようなリスクを抱えていると思われまます。

こういった、もともとメインで雇用をキープしていた産業がどういうものなのかによって――それでもまだすそ野に多少の加工力のある地元企業がある場合は、小規模事業からでも何かしらの展開ができるのですが、1 次産業依存型あるいは完全に大工場依存型で、いきなり破壊されるというパターンのところは、重層的な予備準備のようなもの、あるいは特別な研究対象として対策を練る必要があると思われまます。

取り急ぎ、以上になります。

○石澤委員長　どなたか御意見ございませんか。失礼しました。どうぞ。

○中村委員　支援機関の役割を担うのは税理士であり、公認会計士の役割だと思います。この報告書案の 37 ページで、小規模事業者の支援に当たっては、従来の商工会等々の名前が出ておりますが、既存の小規模企業の活性化については、従来の組織の活用でいいと思うのですが、新規創業あるいは女性の参加等については、この会議の中でも施策の情報が入らないという話が出ていたと思いますので、既存の組織の活性化あるいは充実化はさることながら、いわゆる組織化されない人たちの支援をどう扱うのかは、地域の銀行、金融機関の力が大きいのかなど。あるいは、我々の士業関係からさまざまな情報を、一つの方法ではなくて、さまざまな方法で提供をすることによって、創業しやすい環境が整備されてくるのではないかと思います。

ます。

我々、取り組む支援機関の立場としては、さまざまなエンドユーザーにどうアピールをして、こういう国の施策があるということを伝えていくのかなど。我が国の中小企業庁というのは、世界に誇り得る施策を実行しておられると思いますので、既存の商工会、商工会議所という組織も大事ですが、そのほかに未組織者を活用することによって、大きく起業・創業の支援が図れるのではないかと。昨日も支部の会合に出まして、支援の内容に触れましたところ、具体的にはどういうものがあるのですかということについての質問が金融機関から多くありましたし、さまざまな未組織の方たちの会合で感じたことは、選挙と同じで、未組織の人たちをいかに取り込むかによって小規模企業の活性化が図れるのではないかと考えております。

今回の小規模・零細企業の支援というのは、まさにそういう意味では、小さな組織の方たちや小規模企業の方たちを組織化して、振興させていくことが趣旨だと思いますので、情報の提供方法の工夫を我々支援機関も考えていかなければいけません、中小企業庁のほうでもご検討いただければと思います。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○門野委員 門野です。

今回できたメニューの中身については、大変すばらしいものができたのだろうと思って、感謝しております。その中で、先ほど来、予算が足りないとか、予算をつくってほしいとか、また小規模事業者の支援は非常に細かく、全て見ていかないと大変だという御意見が出ました中で、非常に言いづらいのでありますが、小規模事業者が加盟していない200万社もひっくるめて、またどんどんやめていかれる企業に、いいメニューができたということを教えていくという意味でも、国のほうとして支援機関様にお願いをなさるということですので、1回、思い切ってテレビで池上さんなどを使ったような番組をつくっていただく。

それをコマーシャルをして、全国の津々浦々の20名以下、5名以下の小規模事業者さんにみんな見ていただいて、国はこういう支援をしているのだよと。それをまた近所の各支援機関さんに尋ねて細かい指示を仰ぐということをしていかないと、やるのだから声だけでは、ここで安倍総理が一気に行こうという声のもと思い切ったことをやらないと、なかなか変わらないのではないかと。

先ほど来、予算がないとか、予算が欲しい、人手が足りないということを聞くと、お金がかかるし、今まで知らなかった人で訪ねる人がふえたら、今でも手が足りないと言っている中でどうするのだと思われるかも知れませんが、支援してもらった側の代表として、池上さんのギャランティーが高ければ、もうちょっとギャラの安い人を使ってでも番組を見てもらうということから、みんなに知ってもらうことで、国が真剣にやっているのだと感じるということでもいいのではないかと思うので、ぜひとも支援機関さんがお金がなくて大変でということの中で、何とか工夫して予算のない中から絞り出していただいて、ぜひとも検討していただきたいなと、受ける側は思う次第です。

以上です。ありがとうございました。

○石澤委員長 大変いい御提言が出た機会に、この辺で長官を始め、皆さんに少しコメントをいただければと思います。

○北川長官 どうもありがとうございました。今回は取りまとめということで、いろいろな意見を賜って、これから法案化あるいは基本計画をつくっていく中に生かしていきたいと思っています。また、ぜひ引き続き御意見をいただきたいと思っています。

それで、今までいただいた意見にコメントするというだけでもないのですが、私ども、幾つかまだまだ課題があると思っています。1つは、今、委員がおっしゃったような、知られていなければ、どんなに各省が連携しようが、自治体と一緒にやろうが、支援機関の方に頑張っていただこうが、いや、知らないのですよ、そんなのあったのですかと言われたら、全く無意味なわけです。これをどうするか、非常に大きな悩みです。商工会、商工会議所、両方合わせて加盟が200万ぐらいで、さっきおっしゃったとおり、それ以外の事業者が200万弱ですから、半分の方が商工会、商工会議所に入っていない。特に個人事業者の方とか小さい方は入っておられない方が多いと思います。

こういうところでどうやって届けるか。1つは、おっしゃったようにテレビ、マスメディアを使うやり方をぜひ考えていきたいと思いますが、もう一つはネットなのです。今、ネット社会になってきて、特に若い人はスマホぐらいから入ってきているので、これをどうやって使うかということだろうと思います。

かつて御指摘があったように、事業者の中でも自分の家で、1人でマンションとか自宅でネットを使ってやっている方が大変ふえている。それは、さっきも申し上げた400万の中で我々が把握できていないのではないかと思っているのですけれど

も、こういった方も含めてどうやって政策を、少なくともやっていることを知っていただくことが大事だろうなと思っているわけであります。また引き続き御意見をいただきたいと思ひます。

それから、これもなかなか議論し切れなところがあるのですけれども、大企業との関係はどうしてもどこかで考えなければいけない。これまでは大型小売店と小さい事業者という議論がずっとあったのですが、一方で、地域に行きますと、これまで地域では大工場を誘致して、それでたくさんの雇用を生み出して、ある種企業城下町をつくってやっていた。そこに中小企業とか小規模事業者の方も取引をしていくという形態が、日本中、モデルとしてあったのですけれども、それがあ意味行き詰まってきている。地域によっては完全にいなくなって、どうしよう。

あるいは、地域全体は何とかなっているのですけれども、先日行ったところでは、自動車と弱電に依存している地域なのだけれども、自動車はまだいるけれども、弱電はいなくなってしまって、弱電に物をおさめていた人はみんな仕事がなくなってしまって、どうしようということになっているわけであります。それは、これから引き続き起こってくる可能性がある問題ではあるので、ここをどうしていくか。大企業と取引関係あるいは競争関係にある中小企業・小規模事業者をどうするのかというのは、まだ議論し切れていないし、なかなか有効な結論は出ないと思うのですけれども、これも課題だろうと思っております。

それから、販路開拓が一番大事なわけで、これに有効な手立てを打てる人が余り見当たらないのも事実で、今度の基本法を議論していく中でも、販路開拓、ビジネスモデルをどうしていくかというのを最重点にして基本計画を組んでいきたいと考えております。引き続き、またそこはぜひ御示唆、御指示をいただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○石澤委員長 テレビでの広報については。

○北川長官 テレビは大変いい方向だと思いますので、どういうやり方がいいか、あるいはどういう方法があるのか。政府広報というと、何となくおもしろくないからテレビではやらないみたいになってしまうのですけれども、どういうやり方をすれば取り上げていただけるかをよく考えて、前向きにやりたいと思ひます。テレビかネットかというのが大きな情報源になっていますので、テレビは、見ていただけるように、ぜひ活用できるようにと思ひます。テレビ局ともいろいろ相談してみた

いと思います。

○石澤委員長 私からもちよっと発言させていただきますけれども、先ほど川田委員のお話の中にコンビニのお話がありました。皆さんも御経験だろうと思いますけれども、物すごい勢いで伸びております。私、田舎の1万三、四千の小さな町ですけれども、さっきから数えておるのですが、6軒のコンビニエンスストアがあります。24時間やっているし、何でも売っている。大変便利なもので、私も活用させていただいておりますけれども、大きな弊害がございます。便利なものですから、今までやっていた小さな店がどんどん潰れていってしまう。

私が申し上げたいのは、ヨーロッパではコンビニを認めていないのです。地域コミュニティを守っている小さなお店を守ろうということで、認めていない。これをやめるわけにはいきませんが、ひとつコンビニの皆さんにお願いしたいのは、小さなお店はコミュニティを守ってきました。例えば消防をやったり、PTAをやったり、お祭りをやったり、そういう地域に根差した活動をしてきたし、地域商工業の発展にも寄与してきたのです。

しかし、コンビニの皆さんは商工会議所にも入らないし、商工会にも入ろうとしないのです。彼らにはその権限がなく、オーナーが決めるものですから、何遍頼みに行ってもなかなか入ってくれない。せめて、その地域に共存するためには、地域の商工業の振興にもう少し理解と協力があってもいいのではないかと。このように日ごろ思いまして、国のほうからコンビニエンスの協会に、ぜひ地域の団体に参加して一緒に地域のコミュニティを守り、そして地域の振興に寄与してもらいたいと大臣からでも一声かけていただければ、上の人は理解していただけたらと思っております。

そうでないと、小さな店はなくなってしまう。また、大型店の影響も出ておりますので、このことも私から言うのはおかしいのですけれども、ぜひ御記憶願いたいと思っております。

それでは、園田委員、どうぞ。

○園田委員 ありがとうございます。2点あります。お取りまとめいただきまして、本当にありがとうございます。特に、事業の継続的な発展という言葉を加えていただきまして、感謝しております。支援のあり方について、文章としては加味できないような小さな内容ですけれども、ぜひ支援の態度ということでお耳を貸していただければと思います。

思い出しますと、一連の会議そのものの出発点に、未来のイノベーションを起こすような小さな種をしっかりと育てていきたいという内容があったかと思います。今後、さまざまな支援が図られると思うのですけれども、そのときにちょっと言いづらいのですけれども、単にスポイルするだけではなくて、伴走型という言葉も報告書の中にもありましたけれども、育てていくという態度で臨んでいただければなと思います。以前も申し上げたのですけれども、現在の小学生が将来就職するときには、その半数以上は今ない職業につくと、ニューヨーク大学のレポートでは言われています。小企業もその中であって変わらないわけにはいかないと思うのですね。そうした社会のドラスチックな変化に耐え得る、小さいけれども、非常に筋肉質な小さな企業づくりというものにお力を割いていただければなと思います。

おまけなのですけれども、今、長官がおっしゃったような、やっていることを知らせるためにはというお話だったのですが、防災とかの意識の無関心さに構造が似ているなと思いました。3.11からもうすぐ3年たちますけれども、だんだん防災意識も薄れていると、私たちも肌身で感じております。知らせるときに、災害は怖いのだという正しい知識を教えるのはもちろんなのですけれども、いかに自分のことだと思わせる工夫が必要だと、防災教育の先生方から聞きました。

事業計画をつくるときには、大体売り上げがこういうふうには右肩上がりに上がってという、ある意味夢の話をやっていくのですけれども、それですととてもいい気分が帰れるのですが、2つ、いい話と現実的な話を用意してみて、自分は今、何をしなきゃいけないかという地に足についたこともやってみるのも一つの手かなと思いました。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

寒郡委員、どうぞ。

○寒郡委員 まず、今回のお取りまとめ、本当に御苦労さまでございました。持続的経営ということや、小企業、5人以下の部分を入れていただいて、本当に素晴らしいものになっていくと思います。この後、政策と、それをいかに展開していくかという部分が課題だと思いますが、少しずつ議論していただければなと思っております。

それで、今回、最後の取りまとめのときに、私、1つ忘れていたことを思い出したので、発言させていただこうと思ったのですが、私も29歳で起業しまして、そ



のときにとにかくいろいろなことがわからなくて、サポートとかコンサルティングをしていただきたいということが確かにあったのですが、そのときに一番勉強になったのは若手経営者の集まりだったような気がするのです。これは、商工会議所とか理事というレベルとは違うと思うのですが、若手でいろいろな集まりがあって、自分の会社のことをいろいろ話しながら、どうしたらいいだろうというときに、皆さん経営者ですから、同業者だとライバルになっていろいろ難しいところはあるかもしれませんが、そのアドバイスが一番的確だったなというのがあります。

ですから、コンサルティング機能で1対1ということもあるかもしれませんが、そういった創業・起業したときのサポートの一つとして、創業塾みたいなものもあると思うのですが、さまざまな経営者の団体で交流する場があるということも、1つ重要なことなのかなと思いましたので、つけ加えていただければなと思いました。

以上でございます。

○石澤委員長 小出委員さん、どうぞ。

○小出委員 全体を通じたお話ということでよろしゅうございますか。

○石澤委員長 どうぞ。

○小出委員 今回の報告書を拝見させていただき、お話も聞く中で、とてもよくできた内容で、本当によく頑張っていたなという感想です。

ただし、全体を振り返って、またぞろうるさい話で申しわけないのですけれども、いま一度申し上げておきたいのは、どう考えてみても、この報告書を見てもそうなのですけれども、支援が大切だということはコンセンサスだと思います。特に支援機関の皆様方が一段の頑張りをしていただきたいというのは、そのとおりですけれども、これに踏み出す前提として、今はどうなのというところを厳しく自己評価する必要がありますだろう。民間企業ならやっているレベルで、きちんと御自身たちのとりに行っている支援の実態はどうかのということを評価する必要があると思います。

何回も申し上げているとおり、全国各地の中小企業・小規模事業者の人たちというのは、皆さん、経営的な課題とか悩みとか問題点を抱えていて、今よりもよくなりたいと考えているわけだから、そこに行けばよくなる支援機関があるのだったら、行列が当然できるだろう。窓口があふれるはずなのです。これは物の道理というものです。一生懸命支援しているのだと。じゃ、具体的に成果というのは何ですか、見えますかというところもきちんと問うべきであろうと思います。

あるいは、来年度から創業塾がかなり大規模に再スタートを切るわけです。でも、それをやるのなら、今まではどうだったかということをよく見てみる必要があるだろう。これまでやってきた創業塾が一体どうだったのか、何人集まったのか。それから何人の起業家が生まれたのかということ踏まえてやらないと、またぞろ同じことになってしまう可能性が強いということも踏まえて、実態をよく見た上で見直すべきではないかと思っています。だから、それがあった上で、こういう方向性に切っていけば、きっと成果が上がるのだらうと思いますし、それに期待したいところでございます。

もう一つ、アベノミクスの中で開業率が4%から10%になったということで、非常に素晴らしいことだと思いますし、私ども富士市産業支援センターにおきましても、今年度、かなりパワーをかけて創業支援をやってまいりました。実際問題は、昨年度までですと月間平均11件だった創業の相談が、今ですと5倍増とか6倍増ぐらい。月間ですと70件近くの御相談をいただくようになりました。当然ながら、それに伴って生まれる起業家の数も倍増以上、恐らく2.5倍ぐらいになっているのだらうと思います。

そこで見えたことがございます。これは、私、今日をもって、この世界に入って、銀行から出向して丸13年、明日から14年目に入る、自分自身でもプロフェッショナルと自認していますが、そんな私でも今まで気がつかなかったことがございました。これはどういうことかという、非常にたくさんの起業家を支援するというのは、この世界に入って初めてだったのです。そこでわかったことがございまして、起業家の支援は本当に大変だと。起業していただくところまでお手伝いするのは、ある面、それほど大変ではないのですが、ここで言っているとおり、事業の持続的発展を目指していただくために支援機関がやらなければならない支援は本当に大変だなど。

今までマネジメントを経験したことがない人たちが新しい挑戦をする中で、当然ながら思ってもいないようなことが次から次に起こる。その判断はどうしても遅くなってしまうことがあって、事業があつという間に悪化してしまうケースが実はすごく多いと思います。それだけに、支援機関の存在はすごく重要だらうと思っております。私どもは、創業支援の担当に言明しまして、お手伝いした起業家に月に1回必ず来ていただいて、実態を把握するようにして、総がかりになってお手伝いしているような状態でございます。中小企業の皆様方をお手伝いするよりもよほ

ど留意しながらやらなきゃいけないし、なおかつ負荷は高いし、かなり高度なアドバイス能力、コンサル能力が必要であろう。

逆に、それがあれば、今、私どもに来ている相談がそれだけあって、創業の数もそれなりになるということ踏まえれば、4%から10%というのは可能であると思っています。しかるに、支援機関の存在あるいはパフォーマンスというものが物すごく重要になるわけだし、一段とそれぞれの機関が心を引き締めて厳しく評価しながら、高いところに持っていくように努力することが必要だろうと、今回、この報告書を見て、かように思った次第でございます。

以上です。

○石澤委員長　どなたかおいでになりますか。では、諏訪委員、どうぞ。

○諏訪委員　今回、小規模企業の支援の必要性というのを明記していただいて、本当にありがとうございます。私は、製造業の町工場の観点でお話させていただくと、この中で問題点とか課題などもしっかり明記されていて発行されているのだなというのが、すごくよく理解できます。

ただ、この問題・課題がなぜ起きているのかという原因は必ずありまして、私は町工場での目線で話しますと、就職を希望する人材が不足する。これも、若者、企業、日本の3つの観点から原因がそれぞれあるわけでありまして。また、商圈が狭いということに関しても、人員とか輸送コストの問題があって、なかなか商圈を広げることができない。

あとは、今日はお時間もあれなので、細かく言うことはできないのですが、現場で何が起きているのか、なぜこういう課題が出てきてしまうのかというのを、これからしっかり把握していただきたい。申請書に関しても、提出する前になぜあきらめてしまうのか、どこが書きづらいのか、枚数が問題なのか、内容が問題なのか、そういうものもしっかりと検討していただきたいと思います。

もう一点、顔の見えるところでコミュニティの中で商売しているというのがあるのですが、中堅企業になると、実際は大手企業と顔の见えないところで闘っている。見積もりをどこに出すかという、人件費の安い中国に出したりしています。購買機能が中国に移っているという現状があります。その中で価格での一発勝負でやっていますので、そのしわ寄せが小規模企業にも行ってしまうというのが現状です。ですので、大企業さんの一緒に成長していこうという理解も、今後は必要なのではないかと考えています。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○高原委員 まず、石澤委員長をはじめとする委員の皆様、ならびに取りまとめにご尽力いただきました事務局の皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。最終版のとりまとめ資料を拝見し、私からは以下 2 点を申し上げます。

まず、本委員会では、小規模事業者の役割を「地域経済の安定」と「地域住民の生活向上」に寄与し続けることとしましたが、とりまとめ内容は、従来のコストセンター機能支援を中心とした施策から、需要創造型支援に重点をシフトするという方針や、支援体制を小規模事業者と一緒にあって課題を解決するという「伴走型」へと変更するなど、正鵠を射ており深く共感しました。ちなみに昨年 12 月 26 日に中小企業庁より小規模事業者が 32 万者減の 334 万者になったとの発表がございました。この数字だけを見ますと由々しき事態ですが、実際には将来を展望し、コンビニエンス・チェーンとフランチャイズ契約を結ぶなど、積極的に業態転換に取り組んでいる事例もあり、必ずしも事業者数の減少が雇用など地域経済に影響を及ぼす要因に全て直結しているとは言えません。今回のとりまとめは小規模事業者が主体的に事業継承や業態転換を実施し、地域社会に貢献することを支援する施策がまとめられており、まさに時代の要請に合致したものと思います。

先ほど北川長官もご指摘されたように、製造業を中心とした大企業ではメガトレンドに沿って、グローバル視野での生産拠点の最適配置を考えています。よって短期的な低価格だけを理由に中国メーカーから仕入れ続けることは、ほとんどありません。最終的な市場に届けるまでにかかるトータル・コストと品質のバランスが長期的に維持できなければ事業は継続できません。このような潮流の中、大規模小売業ではプライベートブランド商品（以下、PB 商品）の積極的な投入が盛んです。もちろん、供給しなければならぬ量が多く、またコスト面での厳しい折衝となりますので、大規模小売業向けの PB 商品の多くはナショナルブランドメーカーが生産しています。このように、これまでは大企業同士の協働が大半でしたが、今日では小規模の小売業がボランティア・チェーンを組成し、購買量を取りまとめてメーカーへと働きかけ、自分たちの PB 商品を企画する動きがあります。このようにリーダーシップを発揮する経営者が存在すれば、事業規模が小さくても大規模企業と十分に伍して、地域社会の雇用を守り、地域経済を活性化させることが可能です。

また、需要創造の観点では、国内だけでなく海外に向けても販路を切り開くことが重要ですが、今回のとりまとめには、大変前向きな内容が盛り込まれていると思います。

2つ目は、開業率の改善についてです。このテーマは安倍総理の思い入れが非常に強いテーマであると認識しておりますし、私としましても重要性については共感しております。しかしながら、開業した小規模事業者が「地域経済の安定」と「地域住民の生活向上」への寄与というレベルにまで至るには相当の努力が必要であり、容易なことではありません。少々ベタな表現ですが、何かビジネスのネタを思いつくのに要する力を1とするならば、それを実際にやってみるのには10倍の力を要し、それを継続して成功にまで至らせるには100の力が必要です。このように開業から事業継続、地域への貢献という成功までは1、10、100と注入すべき労力がどんどん大きくなります。よって、私は開業支援策と同じように事業を「継続させる」ことへも十分なインセンティブが働くような法制度あるいは税制を充実させるべきではないかと思います。また支援策・支援制度についても「1、10、100」といった量と質の向上が求められていると思います。一例ですが、本日の配布資料に含まれている中小企業庁作成のパンフレットに「国内外の販路開拓を支援します」という記述がありますが、具体的にイメージできる記載内容となっておりません。国内外への販路開拓と言いながら、打ち手が「物産展」や「アンテナショップ」の運営で、窓口も商工会連合会に委ねるのでは変化がイメージできません。もっと国内外の販路開拓に伴走する、一緒に育てるという意気込みに見合う手段・方法や体制の見直しが必要だと思います。

私からは以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

それでは、堤委員さん。

○堤委員 まず最初に、私自身が審議に7回出させていただきまして、経済産業省の皆様だけではなく、事務方でいろいろと動いていただいている方々、国の皆さんというのは一つ一つの個店・個社を見ようと、こんなにもしているのだということを知ったということは、この会議に出させていただいて一番うれしかったですし、感動したことでもございました。委員の皆様方、先生方も非常にバランスよくいらっしゃったということが、多分幸いということで、ミクロ的、マクロ的な視点で御意見をいただけたということが、いいベースの答申書のほうにつながってきたので

はないかと感じております。

いろいろあるのですが、短い時間ですので、この 46 ページから示されています 4 つの方向性の一番最初に、小さな会社、小さな企業だからこそ、信頼関係をより積極的に活用したビジネスモデルの再構築ということをうたわれたというのはすばらしいと思います。委員会の中でも御発言がありましたが、前向きな廃業。今、経営しているものを畳み、その次のものにつなげていくように、副大臣、おっしゃっていましたが、田畑全てとられるのではなく、次の再チャレンジができるような形で、小さな企業であったとしてもこれからは考えていきましょう。そこは、ビジネスモデルの再構築なのである。

ですから、箱は同じような小規模事業者をつくらなくても、例えば NPO や地域とともに歩いていくという組織のあり方を考えてもいいのではないですかという、国からのすごく温かいメッセージで、このビジネスモデルの再構築をうたうことによって、日本という国はチャンスのある国なのですよということを伝えていけるのではないかと考えています。

その再構築やチャンスが小さな企業さんでもありますよ、地元とともに頑張れますよということを伝えていくときに、1 点だけ最後をお願いしたいなと思っていることがあるのですが、前回、関係省庁の皆様方から非常にすばらしい、興味深い連携の施策の御説明がありました。それ以外にも、経済産業省系のもので産業振興、応援しましょうという施策で、引き受け先が地元の行政機関とか、要は私たちがやりたいと思っても、それを行政さんや、場合によっては商工会議所さんということもあるのかもしれないのですけれども、自分じゃないところが申請に手を挙げてもらわないと、そういった施策なり助成対象にならないよというときに、1 都 1 道 2 府 43 県全ての小さな行政単位の経済産業課の皆様方が、それこそ新しいビジネスモデルをやろうと思っている、今までと違う商売を始めようとしている個店さんの話を聞いてくれるかという、そういうわけでもないという現実があります。

私事であれなのですが、**「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」****「商店街 30 選」**に選んでいただいたのです。ありがとうございます。よかったねという声を、実は自分の地元じゃないところの行政の方々からいただきまして、小さな各行政機関の経済振興課の皆様方はこのニュースをすごく見ていらっしゃる、同じくミラサポの中で非常にディスカッションされたのですけれども、グッド・ビジネス・アワードの部門賞も頂戴したのです。こういうものも、すごく目ざとく頑張っ

ているねと声をかけてくれるところが自分の地元であるとは限らないのですね。

そうなる、私はできれば自分が住んでいるところで頑張る事業をやりたいと思っているのだけれども、残念ながらそのアンテナが余り立っていなかったり、小さい会社さんよりは、うちは大きな会社が、私たちの多摩市などはニュータウンですので、大企業さんが結構いらっしゃいます。それとか、もともとの地元の商店会さんというものがありますので、そっちに意識が動いてしまうと、せっかくこれから参入しようと思っている女性や若い方が、これはおもしろい施策だから、これを使って自分のところが頑張ろうと思ったときに、なかなか色よい返事がいただけないと、検討しますと言われただけで締め切り日になってしまうという経験を、実はうちの会社も一度ならずしております。

なので、新しいことをやろうと思ったときには、いつも行政機関等が手を挙げてください、書類を整えてください。多分、それを個店がやると大変でしょうという御配慮かもしれないのですが、インターネットの社会になりましたので、小さな個店で経験値がなくても応募できるように、個店単位で、個社単位でエントリーができる施策が使えるという形で、逆に行政でなくて、比較的一生懸命応援していただくのは、特に地元の信金さんのような金融機関さんですと、規模感が小さくても、うまくそれが回れば自分のところのお金が動くということで、比較的面倒くさいものでも一緒に考えていただけるという印象が私はございますので、そのあたり、チャンスをつくっていただければということが最後をお願いでございます。

本当にいい委員会に参加させていただきまして、私自身が一番勉強させていただいたと思っております。本当にありがとうございました。

○石澤委員長 三神委員さん、どうぞ。

○三神委員 複数回にわたって発言の機会をいただきまして済みません。

今の議論の中で少し出たものについてなのですが、まず1点目がコンビニエンスストアと地元の小規模事業者との関係です。コンビニがいわゆる大手中心の中央集権的な流通モデルだとすると、地元の小規模事業者を残すメリットというのは、震災のときに大手のコンビニエンスストアは物資の到着が極めて遅れたのです。リスク管理上、分散型にしておくという意味で何かしらの手を打つというのは、一つの切り口ではないかと思えます。

どんなことが起きたかといいますと、それぞれの小規模事業者は、例えば町内会単位で協定のようなものを結んでいらしたり、中央の意思決定を仰がずとも、現状

に則して近隣の県から何かしら調達してきたりと、非常に柔軟な対応ができました。また、新しいビジネスモデルとして、小規模事業者なのだけけれども、全国規模で共同調達をする方法もすでに出ており、震災の物資対策というリスク管理上の観点でサポートしていく意味合いが――もちろんコンビニに業態転換されるのも個別の意思決定ですが――、そうではない機能もあるのではないかとということがございます。

次に、私の本業がジャーナリストですので、テレビ番組のお話が出た点について触れさせていただきます。ヒットしている人気番組で1回取り上げられて、どの程度記憶に残るかという問題があらうかと思えます。またそれ以前に、完全に政府広報的な内容だけではそもそも番組の企画になりえない。これはメディアにおける根本的なルールで、パブリシティと広告は全く違い、編集権はあくまでテレビ局側です。。

経験上の粗い感覚で申しますと、評判の良い番組の中で、単発の情報として紹介されても話題に上るのは数カ月程度、スキャンダラスなものでも6カ月程度すると何となく忘れ去られてしまう。小さいながらも番組として作った場合、週1回の放送で2、3年続けてやっとなあ、あの時間帯に何となくこんな分野がやっているねという認知度が、もともと関心を持つ層にできあがる程度です。5年ぐらい継続すると、ようやく新規にアクションを起こしてくださる方が出るとかなというレベルです。

また、例えば東京から流れているキー局の1つの番組で、国がこんなことをやっていますと1回言ったとしても、地方都市で非常に苦しい思いをされている方にとっては身近な情報に感じない問題があります。遠くで何かやっているなという距離感になってしまうので、方法としては、前も一部申し上げたのですけれども、全国の地方局の民放による自社制作があらうかと思えます。

現在も、総務省が復興にかかわる良質な国際協力関係のある番組だと、制作資金を一部出されていると思うのですが、地域経済活性化のための、地元のための新規事業を発掘してくる、あるいは学生のビジネスプランを実現可能な形に作り上げていくといった、地域性それぞれの主体性ある企画で、何かしら番組をつくり、最後のコーナーとして、毎回、こういった支援策があります、あるいはその番組の中で適宜、伝えていくというやり方で47都道府県をカバーする。

地方局で、私もこうした番組の立ち上げを2カ所程度、東京のテレビ局でも、地



域経済の番組を立ち上げ期から担当いたしました。今までにない概念や新規事例、小さな動きをゼロから発掘してくるのは非常に骨が折れて大変なのです。これを全国規模で組織的にお始めになっているのは、市民活動中心のケースではありますが共同通信社が「地域再生大賞」という形で、全国の地方紙の方々をお願いして新規事例を集めていただいている。恐らく4年目ぐらいだと思います。

実はこれが今の日本のメディアの現状で、メディア側からはすごく反発がある言い方かもしれませんが、この領域に関してまだまだ“マチュア”とは言えないのです。ここもパブリックセクター主導型というよりは、国のお金もしくは県の公的なお金が一部入りつつ、また、地元の商工会議所など民間セクターが少しお金を入れるというニュートラルな色彩で番組の制作資金を提供し、企画にも、例えば商工会議所が具体的な提言をしていく方法はあるかと思います。ただ、ここでも編集権はあくまでテレビ局側にある。継続的に番組として、とにかく常に定期的に流れているというやり方をしないと、周知にも活性化にも至らないのではと実感として感じているところです。

以上2点になります。

○石澤委員長　それでは、富澤代理、お願いします。

○富澤代理　東京東信用金庫でございます。本日は、委員を拝命しております澁谷の代理で出席させていただきました。機会があればということで、一言澁谷から預かってきております。代読させていただきます。

このたびは、小規模企業基本政策小委員会のメンバーに加えていただき、ありがとうございました。大したお役にも立てませんでした。今後は支援機関として小規模企業の活性化に向けてお役に立っていきたいと思います。

報告書の提出に当たって、形でなく、いかに機能させるかであると考えております。法案成立後、これを機能させるには十分な支援体制が必要であると考えます。よろず支援拠点につきましては、取り次ぎ機関でなく、随行できるスタッフをそろえておく必要があるということを改めて申し添えさせていただきます。

特に、今回の支援機関の中心となるのは商工会議所様、商工会様であると思われませんが、私も商工会議所の一助を担わせていただいている者として、門野委員からも御指摘がございましたように、それぞれの小規模事業者と言われる企業について、個別に相談に応じられる体制づくりと人材の確保が急務と思われま。私も地元の商工会議所を始めとした支援機関と連携し、この法案が実のあるものとなりますよ

う努力してまいります。

最後に、議員の先生方や北川長官を始めとする中小企業庁の皆様方、石澤委員長を始めとする委員の皆様方、まことにありがとうございました。

以上でございます。

○石澤委員長 富澤代理をもって、今日出席の委員全員から御意見をいただきました。ありがとうございました。

ここで後半の皆さんの御意見につきまして、北川長官から何かコメントがあれば。

○北川長官 ありがとうございました。かなり本質的な御指摘もありますので、ちょっと横断的になりますが、幾つか申し上げたいと思います。

1つは、寒郡委員からもありましたけれども、若い経営者同士で話をする。これは非常によかった。これは、私ども、全国を見てみますと、先般申し上げたかもしれませんが、岡山県でおかやまローカルアソシエイトと称して、商工会、商工会議所、中央会、商店街組合、それぞれの青年部が横に自発的に集まって、わいわい議論した。そこにこちらから行くのではなくて、行政も呼ばれて行って話を聞くことをやって、これは一つのいい形だなと思っているのです。そうすると、参加している人がこういうものを行っているよと近隣の若い、同じような経営者の方に言って、どんどん広がっていく。これは一つかなと思います。

その心は、中小企業・小規模事業者が地域それぞれでどうするか考えてやっけていかないと、国・県の遠いところからああでもない、こうでもない。これは意味がないと言うと大げさですけれども、支援策はいろいろ考えますが、具体的にどうするかというのはそれぞれのところで考えていくというのが一番効果があるのではないかと考えていました。そういう考えから、今回のこの基本法の議論も、地域に根差してどうするかというのを考えていくよすがにしようと考えてきているわけがあります。

それから、小出委員から、いろいろばらつきがあるのではないかと、成果が出ているのかという話があります。これも、あわせて今回、支援法を改正していく考え方がありまして、前向きにチャレンジしている商工会、商工会議所の方はすばらしいと申し上げて、あとの方もそれにくっついて、なるべく前に進もうという発想で支援法を改正しながら、支援機関の中でもある意味誰が頑張っているのかをはっきりさせていこうじゃないかということを考えていきたいと思っています。

それから、先ほど園田委員から、創業に限らず、いい話と現実の話をしなないとだ

めなのだ。これは私どもとしても全く同じ。私どもの政策の置かれている状況としても同じことをずっと思っていて、いい話というのは、この場で議論すると、中小企業とか小規模事業者が大事で、地域で頑張ろうみたいな話をしていただけるのですけれども、ほかのところに行くと、税金を投じて何がしかのことをやる以上、それは意味があるのですかとか、本当に会社がふえているのですか、減っているのではないのですかとか、いろいろなことがあります。

それで、支援機関にしても、士業なのだから、自分で営利でやるのが本来であって、何で税金でやるのですかみたいな話もいっぱいあるのです。ただ、そんなことを言ってもどうしようもないので、現実的な別の議論も踏まえながらも、こういう小規模事業者を大事にしていかないと、日本はこれから立ち行かないというのをはっきりさせていきたいと思います。それは、これから法案審議とか基本計画になっていきます。それについて、ぜひまた引き続き御指導、御協力を得たいと思っております。

それから、堤委員から、全ての行政単位の職員でできているのですか。それは確かにそうで、国も同じなのですけれども、全てのあらゆる職員がかゆいところに手が届くようにわかっているかというのと、到底そんなことはないわけで、それをどういうふうに意識づけをして前に動いていくのか。その一つのきっかけにしていきたいと思います。もちろん、百年河清をまつみたいなことになってしまうかもしれませんが、特に地方自治体は多様な課題を抱えていますので、全部が全部同じようにできないかもしれませんが、その中で、特に小さい自治体については、それこそ自治体の連携といいますか、それぞれ補完しなからやっていただいて、そういうことを県なり国なりが応援していくという重層的なネットワーク構造をつくりながらできればと考えています。

言っていることはなかなかすぐにはできないでしょうし、効果もなかなかあらわれないかもしれませんが、今回の基本法は数十年単位で考えてやっていこうということですので、なるべく早く目の前の施策を上げながら全体を進めていきたいと考えております。

○石澤委員長　ありがとうございました。

今日御出席のオブザーバーの皆さんから、何か御発言ございますか。どうぞ。

○日本政策金融公庫（横山特別参与）　日本政策金融公庫でございます。

この取りまとめでいただいた報告書に沿って、業務の改善にいろいろ取り組まな

ければいけない部分がたくさんあると思っております。公庫としてリスクをとるといのが最大のミッションだと思っております、そういう意味で創業分野に特に力を入れております。もちろん予備群対策、準備期、立ち上げというところ、それぞれこれまでも取り組んできているわけですが、加えて、今日御指摘いただいたような点で、例えば創業後のフォローアップ。これまでどうしても創業の件数というのを支店の得点にするところまでとどまってしまったところもありますので、フォローアップというのをさらに強化するような体制をとっていきたいと思っております。

それから、地域の底上げという観点についても、我々152の支店があつて、都道府県庁所在地以上の支店数があるものですから、市町村の取り組みなどと連携して、特に事業を診断する力はそれなりについているのですけれども、例えば都市計画を知っているかとか、中心市街地活性化施策についてはなかなか知らないとか、そういう点を改善していきたい。

最後に、再チャレンジ、失敗を前提にしたような取り組みで、特に個人保証の見直しというところは、我々公庫の今までの融資の仕方からすると、かなり文化が変わるとい点がございまして、融資判断に迷ったときに個人保証をつけてというところに、最後頼っていた面もございまして、今回のガイドラインに沿って再チャレンジの環境整備も努めていきたいと思っております。

○石澤委員長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○西村委員 商工会議所の経営指導員に、我々中小企業への支援策はどれだけあるのかと聞いたところ、中小企業庁の支援策、それから税制関係は割と出てくるのですが、それ以外の省庁の、前回の小委員会で紹介された、太っ腹な総務省の施策のような話は全然出てこなかったのです。いろいろなところにあるから、ちゃんと調べてごらんと言ったのですけれども、なかなか調べ切れていない状況になっております。そういう意味では、経営指導員が使えるような、虎の巻としての、各省庁全てまたがった、支援策が一覧でぱっとわかるようなものを作成していただきたい。

ミラサポにはその可能性があるわけですが、それを使うなら、徹底して全ての施策を入れていただいて、検索ができるようにしていただきたい。さもないと、支援する者が知らないという状況に陥っているのが現状ではないかと思えます。本当にいろいろな施策が出ているので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいというのが第1点です。

もう一つは、今回はあまり触れられませんでした。廃業の問題です。これをスムーズにするためには、私は M&A しかないと思います。それなりの企業が廃業しそうになっているところを何とか拾い上げていくことで、雇用を維持できる状況になるのではないかと考えております。

ただ、現状でそれをスムーズにするためには、1 つは廃業する企業の税務上の累積赤字を、買収する企業が引き継ぐことができれば、買収するにしても幾らかの価値が出てくるわけでごさいます。それが、廃業する人にとってみたら、最後の退職金とか、きれいに整理する資金になれば、廃業に踏み切る決心が付きやすいのではないかと考えています。これも、この後の問題ですけれども、国税庁さんがオーケーと言えはすぐ済む問題でございますので、考えていただければなとております。

以上でございます。

○石澤委員長 多くの御意見、御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

ここで、大変お忙しい中御出席いただきまして、熱心に我々の意見をお聞きいただきまして磯崎大臣政務官から何かコメントがありましたら、お願いいたします。

○磯崎大臣政務官 御審議いただきまして、ありがとうございます。私、2 回目から出席させていただいてございまして、ちょっと出たり入ったりもございましたけれども、委員の皆様、それぞれのお立場で貴重な御意見を賜ったなとております。

今回も非常に厚みのある、内容の濃い報告書に仕上がりそうだとております。私ども、国会でいろいろ質問しますけれども、ありきたりのものを読んで質問するよりも、地元で生の声を聞いて、そういった声を背景に質問することのほうが、自信を持って話ができるという面もございますので、今回もこの報告書を答申しまして法案にしていくときにも、皆様方の声を聞いて、それを反映した内容の法律になろうかと思っておりますので、我々としても非常に自信を持って法案を提出できるなとております。

我々としまして、できるだけ早く法律を通して、この「おわりに」にも書いておりますように、基本法というのはまさに基本法でございますので、ここからがスタートになりますので、基本計画をどうつくって行って、それをどう実行していくか、これが最大の眼目でございますので、これからも基本計画あるいは実際の個別の方策等々につきまして、また委員の皆様方のお知恵をかりなければいけないものが多々あるかと思っておりますので、今後ともぜひともお願いしたいと思っております。

今回は、いろいろありがとうございました。

○石澤委員長　ありがとうございました。

それでは、最後に委員長として私から御挨拶を申し上げたいと思います。

本委員会の委員長という大役を務めさせていただきました全国商工会連合会の石澤でございます。委員の皆さんには、終始活発な議論をいただきまして、それぞれのさまざまな立場から、あるいはいろいろな観点から、角度から御意見をいただきまして、中身の濃い議論が展開されたと思っております。まことにありがとうございました。

また、本委員会のような議論の場を設けていただきました茂木大臣、また松島副大臣、田中・磯崎両大臣政務官、また経済産業省の皆さん、北川長官を始めとする中小企業庁の皆さんに心から御礼申し上げます。また、職員の皆さん、幹部の皆さんには、昼夜を問わず仕事をしていただきまして、我々の委員会の議論内容をしっかりと盛り込んで、幅広く、かつ深く切り込んでいただきまして、立派な報告書をまとめていただいたことを心から御礼申し上げます。

先日発表されました25年度の補正予算の中にも、また26年度の当初予算の中でも、この法施行に先行いたしまして、本委員会で議論された内容が早速盛り込まれております。これからも小規模事業者の振興につながっていくものと期待いたしております。

実は、この本委員会が始まりましたとき、私も申し上げてまいりまして、今日もいろいろお話がありましたけれども、我が国の中小企業・小規模事業者の数は420万者でありました。しかし、最近の調査によりますと、それが385万者に減少いたしております。わずか3年間のうちに35万者が減少いたしております。しかも、その9割は小規模事業者であります。このことは、いかに小規模事業者がデフレ経済の中で大変深刻な苦しい状態が続いていたかということをお話していると、このように思っております。小規模事業者が減少することは、地域経済の停滞につながりますし、日本の経済全体に大きな影響が出てまいります。

私も初めて就任した挨拶の中で申し上げました。また、このことは茂木大臣も御挨拶の中でお触れになりましたけれども、これまでの中小企業政策というのは、どちらかというと比較的規模の大きな企業に焦点が当てられてまいりました。あるいは、中堅企業に焦点が当てられてまいりまして、小規模企業にもっと光を当てるべきではないかという思いで、そのために独自の小規模企業基本法をつくるべきだと

我々は主張してまいりました。

私たち商工会といたしまして、この委員会の活動を後押しするために、全国の小規模事業者呼びかけまして、小規模企業基本法を求める署名活動を実施いたしました。10月から12月のわずか2カ月の間に、目標を超える110万人の署名が集まりました。これは小規模事業者のこれにかかる期待の大きさでありますし、この委員会に対する期待の大きさでもあったと思っております。この署名を全部持ってきたわけではありませんけれども、早速、麻生副総理あるいは茂木大臣、世耕内閣官房副長官、高市自民党政調会長に、早期の法制定並びに今後の小規模企業対策の一層の充実をお願いしてまいりました。

今回、取りまとめます報告書（案）は、今後の小規模企業振興策の根本となるものであります。この基本法が成立いたしましたして、全国に頑張っております小規模事業者の皆さんが国の政策が変わったと喜びを実感できるようなものになってほしい。このことが小規模事業者の充実につながると私は念願しております。しかしながら、このことについては問題は中身であります。具体的な政策をどうするか、基本政策にどう盛り込むかはこれからの問題でございます。この具体的な提案については、皆さんからいろいろ御提言がございました。今後、27年度の税制並びに予算編成の過程で、ぜひこのことが実現されますように皆様にも最大の御努力をお願いしたいと思っております。

最後に、本日、委員長としての大役を無事終えることができました。これも、ここにおいでになります皆さんの御理解のたまものでありますので、厚く御礼申し上げます。ただ、座長の力不足のために、運営、司会進行等で皆さんに御迷惑をかけたと思っておりますけれども、何とか大役を果たせたことを何よりもうれしく思っております。長い間、御協力いただきましたことを心から御礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、以上をもちまして中小企業政策審議会第7回小規模企業基本政策小委員会を閉会いたします。これまで実に7回にわたりまして熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど説明がありましたとおり、この報告書（案）は中小企業政策審議会にて御審議いただき、了承を得たい、基本法の制定に結びつけていきたいと考えております。この中小企業政策審議会には私も出席いたしますので、状況に応じて、この委員会の審議内容を説明したいと思っております。状況を報告するとともに、基本計

画の策定に際し、皆様と今後とも意見交換させていただく機会もあろうかと思えますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。